

内閣参質二一〇第四〇号

令和四年十二月二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員塩村あやか君提出ストーカー規制の更なる推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員塩村あやか君提出ストーカー規制の更なる推進に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ストーカー行為等と直接的な関係が薄い事例も含めた調査」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和三年四月八日参議院内閣委員会）及び「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和三年五月十二日衆議院内閣委員会）を踏まえ、現在、所要の調査を行っているところである。

二について

お尋ねについては、一についてで述べたとおり、現在、所要の調査を行っているところであり、現時点においてお答えすることは困難である。